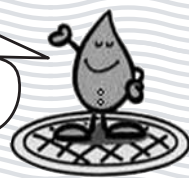


忘れていませんか？

# 下水道ルール

なにを流しちゃいけないの？  
なんで流しちゃいけないの？



**生ゴミ** 食事の食べ残しを流し台から流さないで！

なんでだろ～ 排水管や下水管がつまり、排水が流れなくなる原因になります。

だから…

生ゴミなどが、排水口から流れ込まないように、ネットをとりつけて！または、三角コーナーで分別してください。



**天ぷら油** きょうのおかずは天ぷら！でもあまった天ぷら油は、流し台に流さないで！

なんでだろ～ 下水管のなかで油が冷えて固まってしまって、管が詰まりやすくなってしまいます。

だから…

使い終わった油は新聞紙にしみ込ませたり、薬品で固めたりして、町のゴミ処分のルールにしたがって処分してください。



**トイレ以外のもの** トイレには、水に溶けないものや、ゴミは流さないで！

なんでだろ～ トイレtpーパーは水に溶けてしまいますが、それ以外のものは、水に溶けにくく、そのままの形で下水管に流れ込み、管を詰まらせてしまい、トイレが使えなくなってしまいます。

だから…

トイレには、トイレtpーパー以外のものは流さないで！



**薬品・石油類** 日曜大工でペンキ塗り！車のオイル交換も！でも、あまった塗料や排オイル、またあまった石油類は、下水道に流さないで！

なんでだろ～ 下水管の中で爆発するかもしれないのです。また、処理場の微生物が死んでしまい下水の処理ができなくなります。

だから…

薬品や石油類などは、それぞれの特性を理解し、決められた方法で処分してください。



水環境を守るには、一人ひとりの心づかいが大切です。皆さん、今一度ご確認ください。

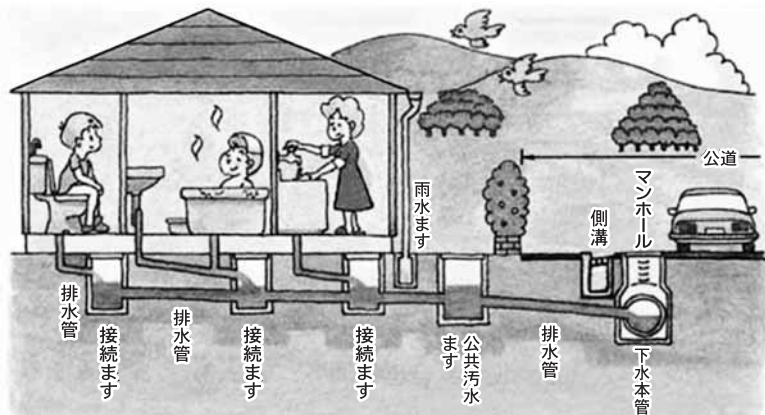


排水設備工事を行う場合は

## 必ず指定工事店にお申し込みください

下水道工事が完了し、下水道が使用できるようになると、皆さんのご家庭では汚水（し尿、台所、風呂場等から出る水）を下水道本管に流すことができるようになります。供用開始から3年以内に下水道に接続いただきますよう、よろしくお願いいたします。

図のように、家庭の台所・風呂場などの生活雑排水や水洗トイレの汚水を下水道に流すため、個人の敷地内に設置する「排水管」や「ます」などのことを排水設備といいます。



町では、皆さんに排水設備や水洗トイレの工事を安心して行っていただけるよう、排水設備業者を指定しています。指定工事店では、工事の申請から完了の手続きまで一切を行います。排水設備工事を行う場合は、必ず指定工事店へお申し込みください。

なお、指定工事店の連絡先は、日野町ホームページ内「排水設備等工事公認業者一覧」をご覧ください。下記までお問い合わせください。

◆問い合わせ先 上下水道課 下水道担当 ☎ 52 6579 有線 5 8962